牛頸区個人情報取扱規程

（目　的）

第１条　この規程は、牛頸区文書管理規程第５条第２項および第８条第４項の規定に基づき、牛頸区（以下「本区」という。）が保有する個人情報を適正に取り扱うため必要な事項を定め、区民の権利・利益を保護することを目的とする。

（区の責務）

第２条　本区は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７条）および関係条例等を遵守し、区の業務において個人情報の保護に努めるものとする。

（個人情報の取得）

第３条　この規程で、「個人情報」とは、組長・地域福祉推進委員・体育委員等を通じて区が取得した次に掲げる個人に関する情報をいう。

（１）氏名、生年月日、性別、住所、電話番号

（２）勤務先または通学先

（３）その他、区の業務において必要とする情報で、本人の同意を得ることを条件に取得したもの

（個人情報の利用）

第４条　区は、知り得た個人情報は、区費の請求および必要文書の回覧等に要する区民の名簿の作成ならびに第６条第１項の規定に基づく第三者への情報の提供に利用するものとする。

（情報の管理）

第５条　個人情報が記載された書類等は、区長の責任のもとに適正に管理し、厳重に保管するものとする。

２　　個人情報が記載された書類等が不要となったときは、区長、副区長または会計のいずれかが立ち会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに処分するものとする。

（個人情報の提供）

第６条　次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を、項目を定めたうえで、第三者に提供することができるものとする。

（１）法令、市の条例等に基づく場合

（２）人の生命、身体または財産の保護のため必要な場合

（３）青少年の健全育成の推進のため必要な場合

（４）その他、地区であらかじめ決めた提供先に提供する場合

２　前項の規定にかかわらず、前各号に該当する場合であっても、本人から個人情報の提供を拒否する旨の申出があったときは、提供を行わないものとする。

（疑義の解釈）

第７条　この規程に疑義を生じた場合は、区長が決定する。

（改　廃）

第８条　この規程の改廃は、執行部会に諮問し、区長が決定する。

附　　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。